

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年5月8日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員49名

1番 後藤 和則	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 成松 道敏		

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中49名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、皆様大変お忙しい中に、農業委員会の総会に多くの方が出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。本日の総会がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。
本日の議事録署名者には3番の牧野正治委員と4番の上妻孝市委員、書記に事務局の井勇人主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。
本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで7件でございます。
議事に入ります前に、議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 こんにちは。事務局農地班の岩永です。訂正箇所が数箇所ありますのでよろしくお願いいたします。
まず1ページ、議案のほうを開いていただきまして、まず目次があるかと思えますけれども、そちらの目次の第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらの件数が、今お手元の資料は28件となっておりますところを、20件と訂正方よろしくお願いいたします。
また、あわせまして一番下段の合計数が、今170件となっておりますところを、162件と訂正方よろしくお願いいたします。
続きまして、10ページです。第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請と、こちらが一番上、1番です。中村様となっておりますところで、ケービージャパン、こちら取り下げになっておりますので、斜線等をお願いいたします。
それと次ページの11ページの6番から10番、こちら全て取り下げということになっております。
あわせまして次ページの12ページ、11番についても、こちらも取り下げとなっております。
続きまして、同じく12ページの15番、こちらの土地の表示のところですが、今お手元の資料「他3件」となっておりますところを、「他4筆」と訂正方よろしくお願いいたします。あわせまして面積のほうも、合計のところ692.00㎡となっておりますところを、738.00㎡と訂正方お願いいたします。
続きまして、次ページの13ページの16番ですが、こちらについても取り下げとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
続きまして、途中にカラー用紙、薄黄色の用紙を挟んでおるかと思えますけれども、1番から9番まで報告事項がありますけれども、こ

ちらの6番、農地改良届、こちら今皆様にお渡ししているものは3件と表記しておりますところを、こちらを2と、数字の3を2と訂正方お願いいたします。

あわせまして一番下段の合計数も90件となっておるところを89件、こちらにつきましては黄色の下のほうの18ページになるかと思えます。18ページの農地改良届、2番、こちらについては取り下げということになっていきますので、斜線等の対応方お願いします。

以上です。

事務局

続きまして、農業経営基盤の第5号議案、第6号議案について修正と差し替えとをご説明いたします。

まず第6号議案の表につきましては、お手元の1枚紙の表に差しかえをお願いいたします。

続きまして、修正が2カ所ございます。21ページになります。21ページの8番の案件になります。右から2番目の枠のところに賃借料が出ております。10a 当たり60kg となっているところが2つございますが、こちらを「全筆1万円」と修正をお願いいたします。

続きまして、50ページになります。3番の案件になります。3番の土地の所在地でございまして、「城南町陳内字前田82 田1, 108㎡」こちらは削除をお願いします。こちら1筆を削除をお願いします。したがって3番の案件は、下のほうにございます1筆の申請となっております。

以上、修正方よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、39件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

6番 西富大二郎委員

6番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告します。

1番の申請人は、米を栽培している専業農家で、経営拡張のため所有権移転する申請です。申請地につきましては、許可後は米、大豆を作付されます。

以上、先日の地区委員会での協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の申請人は、畜産業を営む専業農家で、経営拡張のため所有権移転をする申請です。申請地につきましては、許可後、牧草が栽培されます。

先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

3番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番から8番までは関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、ネギを作付される計画です。

9番は、新規就農による賃借権の設定です。譲受人へ先日の地区委員会に出席を願い、営農計画などについて聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的に農業に従事することを確認しております。申請地ではコマツナ、ミカンを作付される計画です。

10番は、子に贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

1 1 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、果樹を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

1 2 番も、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、果樹を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

1 3 番も、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上、1 1 件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3 番から1 3 番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 4 番。

2 8 番 榎永築委員

2 8 番委員、榎永です。

1 4 番から1 9 番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 4 番は、株式会社オレンジブロッサムが、農業生産法人設立のため農地を賃貸借するものです。先日の地区員会に代表者の方へ出席を願い、聞き取り調査を行っています。同法人は今回、代表者の夫より農地を賃貸借し、ミカンの生産・販売はもとより、ミカンを原料にジュースなどの加工品の生産・販売も取り組まれる予定です。

1 5 番、1 6 番は関連で、農業生産法人くまもと未来ファーム株式会社が、現在、出資者より借り入れている農地を所有権移転される申請です。同法人は平成2 5 年2 月に設立され、昨年よりかんきつ類を生産し関連会社へ販売されています。今回、農地を所有することにより、より信用力を高め、今後は、かんきつ類はもとより露地野菜などの生産・販売も手がけられる予定です。

1 7 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は工務店経営の傍らミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

1 8 番は、同居の後継者へ贈与される申請です。申請者はミカン、

ナシをつくられる専業農家で、申請地にもミカン、ナシをつくられる予定です。

19番は、年金受給継続のため後継者へ使用貸借の再設定をされる申請です。許可後もこれまでどおりミカンをつくられる予定です。

以上6件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、14番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

20番から22番まで、南部飽田の審議状況を報告いたします。

20番は、子の贈与のための申請です。譲受人は兼業農家で、10番に記載されている沖新町の3筆5, 889㎡と合わせ7, 198㎡に、米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

21番と22番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、露地野菜を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上3件について地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より20番から22番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

3 2 番 林田智博委員

3 2 番委員、林田です。

2 3 番と 2 4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

2 3 番は、経営拡張のため 1 5 年間の賃借権を設定されるものです。賃借人は農家で施設園芸のベビーリーフをつくられており、許可後もベビーリーフをつくられる予定です。

2 4 番につきましては、耕作の便宜上交換のため所有権を移転されるものです。ちなみに交換される片方の農地につきましては、先月の総会で既に許可されております。賃借人の後継者が農業に従事しており、その後は施設園芸のナスをつくられます。

以上 2 件、地区委員会で協議した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2 3 番から 2 4 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2 5 番。

1 4 番 山口謙藏委員

1 4 番委員。

2 5 番から 3 1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

2 5 番は、耕作上の便宜上の交換のための申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は露地野菜を作られる予定です。

2 6 番は、経営拡張のための所有権移転申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

2 7 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米や果樹を生産されていて、許可後は米をつくられる予定です。

2 8 番は、耕作上の便宜上の取得をされる申請です。譲受人は米と麦を作付されており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

2 9 番から 3 1 番は関連で、独立就農のための賃貸借権設定の申請です。申請人に地区委員会に出席いただき、営農計画等を聞き取りいたしました。許可後は露地野菜を作付される予定です。

以上 7 件について先日の地区委員会で検討しました結果、取得後に

おける効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、25番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、32番。

40番 村上正春委員

40番委員。

32番、33番について、地区委員会での検討状況を報告します。

32番は、兄へ贈与される申請です。弟さんが病気により耕作ができなくなったため、水稲とスイカを栽培されている兄へ贈与される申請です。許可後はスイカを栽培される予定です。

33番は、社会福祉法人森のひろばが、農地を取得される申請です。農業生産法人以外の法人は農地を取得できませんが、社会福祉法人が施設運営のために取得することは、不許可要件の例外として認められております。今回こぐま保育園の運営法人が変わるために申請されたものです。許可後は保育園児の農作業体験を目的とした露地野菜の栽培に利用される計画です。法人代表者には、先日、地区委員会の際に現地にて聞き取り調査を行いました。

以上、2件について検討した結果、32番は農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを確認しました。33番については、農地法第3条第2項1号、2号、4号、5号に該当しますが、農地法施行令第6条に基づく不許可の例外に該当するものと確認しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、32番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、34番。

34番 谷口憲治委員

34番委員。

34番から39番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

34番は、父より子の妻への生前贈与の申請です。許可後は水稲と果樹を作付される予定でございます。

35番から37番は関連で、経営拡張のため農地を取得される申請です。許可後は地力増進のための緑肥と露地野菜を予定されております。

38番は、後継者への生前贈与される申請です。許可後は水稲、ショウガを作付される予定です。

39番は、経営拡張のため農地を取得される申請です。申請人は水稲、野菜、庭木を栽培される農家で、農業と造園業を営んでおられます。許可後は庭木を育成される予定です。

以上6件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、34番から39番までについて地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

35番 北口和皇委員

35番委員。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、画図町大字重富にお住まいの申請人が、貸し資材置き場へ転用する申請です。

農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、申請人のお孫さんが経営する瓦販売の瓦パレット、作業車等の置き場として利用される計画で、転用面積としては適当なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防

除については問題ありません。

工事完了は、平成27年8月31日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。

続きまして2番は、画図町大字所島にお住まいの申請人が、貸駐車場へ転用する申請です。

農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、付近住民の自家用・事業用等5台分の貸駐車場として利用される計画で、転用面積としては適当なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。

工事完了は、平成27年8月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして3番は、画図町大字所島にお住まいの申請人が、貸駐車場へ転用する申請です。

農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、付近住民の自家用・事業用等10台分の貸駐車場として利用される計画で、転用面積としては適当なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。

工事完了は、平成27年8月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、20件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会の協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

失礼しました。1番は取り下げで2番です。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田でございます。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、御領一丁目にお住まいの申請人が、農地を取得して個人住宅へ転用する申請です。

農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断いたします。集落内開発制度指定区域内です。

土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。

工事完了は平成27年12月31日までで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可につきましては、同時に手続中であることを確認しております。

続きまして、3番です。施設園芸ハウス資材等の加工販売を営む法人、森山産業株式会社が、農地を賃借して農業用資材置き場へ転用する申請です。

農地区分は、上下水管が埋設されるものの沿線で、500m以内に2つ以上の教育施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、展示用ビニールハウス2棟、運搬用トラック等の駐車場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。

工事完了は平成27年6月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番と3番につきまして、地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、4番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、自動車展示場建設のための賃貸借権設定の申請です。申請人は法人で、近隣の敷地にて自動車販売業を行っていますが、事業拡張の計画に伴い販売車両の展示場所が不足しており、近隣に展示場所を探していたところ、今回、地権者の協力を得ることができ選定されました。

土地利用計画は、転用面積1,297㎡で、砂利敷きにて利用し、販売車両56台分として利用する計画です。転用面積としては適正な面積と判断されます。

農地区分は、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には小学校と医療機関が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用されており、申請人より今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回の申請はやむを得ないものと判断いたしました。

工事期間は、平成27年6月10日から平成27年12月20日までを予定されております。

5番は、駐車場建設のための所有権移転の申請です。申請人は自動車販売の業務を行っており、事業計画の計画に伴い代車、廃車の保管場所が不足のため、近隣に保管場所を探していたところ、今回、地権者の協力が得られ選定されました。

土地利用計画は、転用面積218㎡で砂利敷きにて利用し、車両10台分の駐車場として利用する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。

農地区分は、10ha未満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事期間は、平成27年6月10日から平成27年12月20日までを予定されております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、4番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。
続きまして、6番、7番、8番、9番、10番、11番までが取り
下げになっております。
続きまして、12番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

6番から11番までは取り下げでございますので、12番と13番
は関連で、社会福祉施設建設のための転用申請です。申請地は熊本港
線に近接し、利便性から申請地を選定されたものです。

農地区分は、市街化地の区域などに近接する10ha未満の農地で、
第2種農地と判断されます。

申請の転用計画は2筆1,321㎡、木造1階、建設面積502.1
2㎡の、認知症対応型老人共同生活介護グループホームを建設される
ものです。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域に
あり、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び給排水計画、
被害防除などにおいても問題はありません。

工事期間は、平成27年6月1日から12月25日までの約7カ月間
の予定です。

14番と15番は関連で、申請人が建売住宅建設のため所有権移転
されるものです。

農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2
種農地と判断されます。申請地の周囲は住宅化が進み、県道に近く交
通の便もよい住環境にあるため、この土地を選定されたものです。

申請の転用計画は、田6筆899㎡に木造2階建て3棟の建売住宅を
建築されるものです。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度
指定区域にあり、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び
給水計画、被害防除などにおいても問題はありません。

工事期間は、平成27年6月1日から平成29年5月31日までの2
年間の予定です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、地元委員より12番から15番までご報告がございま
したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。

16番は取り下げでございまして、17番。

37番 角居登委員

37番委員。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、個人住宅建築のための許可申請です。譲受人は現在、家族とアパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い閑静な住宅地を探していたところ当該地を見つけたものです。

農地区分は、300mの範囲内に天明総合出張所があるため、第3種農地と判断されます。事業面積、転用面積とも395㎡、建築面積は77.86㎡で、木造2階建てで妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、被害防除等においても問題ありません。開発許可については、開発景観課へ事前審査の申請中です。

工事期間は、平成27年6月10日から平成28年2月25日までの約9カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 長 ただいま、17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きます、18番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、所有権移転による個人住宅建築を目的としており、広がりのない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地と判断されます。

譲受人は、本申請地の近隣にある妻の実家に居住しておりますが、子供も2人になり手狭であるため、実家近くの本申請地を譲り受け、個人住宅を建設することになりました。隣接する農地はありません。

申請地の転用計画は、総事業面積255㎡、建築面積83.03㎡、田1筆255㎡に住宅、木造2階建てとなっております。

工事期間は、平成27年6月10日から平成28年3月31日までです。資金計画及び給排水計画、被害防除等においても問題ありません。集落内開発制度指定区域内であり、開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、19番。

7番 網田稔委員

7番委員。

19番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、賃貸借権設定による資材置き場の転用許可申請です。賃借人は配管工事業をしており、資材置き場が不足していたため自宅に近い申請地を選定したものです。

農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、資材の機械や山砂、砂利などで妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事計画は、平成27年6月10日から28年3月31日までの約9カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

20番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は、子供の成長に伴い交通の便のいい申請地を選定したものです。

農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅、建築面積122.1㎡で妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事計画は、平成27年6月10日から28年3月31日までの約9カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

21番は、所有権移転による建売住宅の転用許可申請です。譲受人は交通の便のいい申請地を選定したものです。

農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、平屋建て住宅、建築面積70.38㎡で妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事計画は、平成27年6月10日から28年3月31日までの約9カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

22番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請です。借り人は、アパート住まいで子供の成長に伴い手狭になり、閑静な申請地を選択したものです。

農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅、建築面積149.18㎡で妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で事前審査の申請中です。また、平成21年に形状変更届出書が提出されたものの、現状は作付もなく砂利も残っていることを深く反省され、始末書の添付もされております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事計画は、平成27年6月10日から28年2月20日までの約8カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

23番と24番は関連です。23番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請です。借人は、母親の実家がある城南町で住宅建設を思い立ち、母所有の申請地に計画しました。

農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。

土地利用計画は、鉄骨平屋建て個人住宅、建築面積193.31㎡で妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事計画は、平成27年6月10日から28年3月31日までの約9

カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

24番は、所有権移転による個人住宅のための乗り入れ用地の転用許可申請です。前案件とあわせ譲受人の息子が開発許可事前審査の申請中で、全体で499㎡です。

農地区分も同じ2種農地で、工事計画なども同じです。

25番は、賃借権設定による太陽光発電設備のための転用許可申請です。賃借人は不動産売買、賃借、管理などとともに発電設備による電気売却事業などを営む会社で、日当たりのよい申請地を選定したものです。

農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。

土地利用計画は、太陽光パネル216枚、出力が56.376kwの計画で妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。

工事計画は、平成27年6月17日から27年8月31日までの2カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、19番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、26番。

40番 村上正春委員

40番委員。

26番、27番について、地区委員会での協議状況を報告します。

26番は、譲受人が賃貸借権を設定し太陽光発電設備を設置される転用申請です。

申請地は、10a未満の小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。譲受人は太陽光発電事業を行っている法人で、申請地は日当たりもよく適地とみなされ申請されたものです。

事業計画を賄う金融機関からの残高証明が添付されております。周囲に農地がありますが、同意が得られております。雨水は地下浸透処理し、オーバーフロー分は排水路へ接続されます。転用面積は適正規模だと思われま。

期間は平成28年3月31日を計画されております。

27番は、譲受人の子供夫婦が、親から土地を賃貸借し個人住宅を建てられるための転用申請です。

申請地は、北部総合出張所から500m以内の距離にある農地で第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域内の土地です。

借家住まいの申請人が、家族がふえ手狭となったため木造住宅1棟を建設される計画です。事業費に見合う融資証明が添付されております。周囲の農地は申請人の農地のみです。給水は市の上水道を利用され、雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ接続されます。必要書類は添付されております。また、開発許可も同時に申請されています。

期間は12月20日までを予定されています。

以上2件、先日の地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、26番から27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、28番。

26番 上田定信委員

26番委員、上田です。

28番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

28番は、個人住宅建設のため使用貸借による転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落内開発制度指定区域ともなっており、集落に接続し不許可の例外に該当します。排水同意もあり、資金計画等の必要書類も添付されています。転用面積は適正なものと思われま。工事期間は、許可後から9月30日までの予定でございます。許可後は速やかに施工されることを確認しております。

さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。

- ご審議方、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 　　ただいま、28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 　　異議なし。
- 議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
- 続きまして、第4号議案、土地改良法第3条による資格証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、参加資格について地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
- それでは、1番、お願ひいたします。

40番 村上正春委員

- 40番委員。
- 1番について、地区委員会での協議内容を報告いたします。
- 県営南尾迫地区土地改良事業の区画整理に伴う参加資格の証明願です。先日の地区委員会におきまして申請内容について調査を行い、申出人が参加資格者であることを地区委員会で確認しました。ご審議の方、よろしくお願ひします。
- 議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 　　異議なし。
- 議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。
- 続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

- 事務局 　　第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2号）について、ご説明いたします。
- 初めに、所有権移転ですが、明細19ページの1番から4番までの合計4件でございまして、1番が公社への売り渡し、2番が公社からの買い取り、3番から4番が相対による売買です。面積は、4件合わせまして田1万1,476㎡、畑981㎡の合計1万2,457㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。
- 次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの5番から3

6 ページの 48 番までで、貸し手 46 名、借り手 35 名の件数 44 件です。契約期間別では、6 年未満が 28 件、6 年以上 10 年未満 2 件、10 年以上が 14 件で、面積は 44 件合わせまして、田 11 万 7,781 m²、畑 6 万 8,744.61 m²の、合計 18 万 6,525.61 m²となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稻、果樹、施設野菜、飼料作物、麦及び畑作物です。

次に、再設定分です。明細 36 ページの 49 番から 45 ページの 87 番までで、貸し手 43 名、借り手 32 名の件数 39 件です。契約期間別では、6 年未満 33 件、6 年以上 10 年未満 2 件、10 年以上 4 件で、面積は 39 件合わせまして、田 8 万 6,688 m²、畑 1 万 7,991 m²の、合計 10 万 4,679 m²となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、飼料作物、大豆及び果樹です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細 45 ページの 88 番から 47 ページの 93 番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は全て 6 年未満で、面積は田のみの 2 万 2,191.85 m²です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻及び大豆です。

続きまして、第 6 号議案です。お手元の 1 枚紙の表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細 50 ページの 1 番から 51 ページの 5 番までの合計 5 件で、契約期間は全て 10 年以上です。面積は、5 件合わせまして田 1 万 4,276 m²、畑 8 万 9 千 5 百 17 m²の合計 1 万 5,171 m²です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻及び畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることが確認されております。

第 5 号議案及び第 6 号議案の説明につきましては、以上です。

議 長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

39 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は、対象農地13筆についてミカンを栽培されており、農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、第6のその他について本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

また、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉　会　午後4時00分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年 5月 8日

会 長 森 日出輝

署名委員 牧 野 正 治

署名委員 上 妻 孝 市

書 記 井 勇 人